

地域生活支援事業関係等について

自立支援振興室

1 平成21年度地域生活支援事業費補助金執行における留意事項

(1) 21年度予算の配分方法について

平成21年度予算案において、地域生活支援事業費補助金として、440億円を確保したところであるが、21年度予算の配分にあたっては、先般の社会保障審議会障害者部会の報告を踏まえ、地域の個別事情や地域生活支援事業として重点的に取り組む施策に配慮した配分がなされるよう工夫する予定である。具体的には年明けの部局長会議等を通じてお示しすることを考えている。

(2) 補助対象経費について

平成21年度における補助金の交付にあたり、補助金の効率的配分の観点から、補助対象経費の明確化を図ることとしており、例えば従来から自治体単独の補助制度で行われてきたものについて、補助対象経費として含まれないことを明示する予定である。これについても、具体的には年明けの部局長会議等を通じてお示しすることを考えている。

2 その他の留意事項

(1) 移動支援事業や補装具費(補聴器)の支給の適正化について

本年度、一部の自治体で移動支援事業や補装具費(補聴器)の支給に不適切な事案が発生したことが判明したことから、適正な事業運営の確保をお願いしたい。

また、本件に関して、年明けの部局長会議等を通じて適正化のための具体的な方策をお示しすることを考えている。

(2) 「低料第三種郵便に係る証明事務」について

「低料第三種郵便に係る証明事務」については、一部の障害者団体を利用して制度を悪用した広告会社等によるダイレクトメールの郵送が行われているとの報道がなされ、去る12月9日に事務連絡を発したところであるが、引き続き管内の団体への適切な指導を行っていただくとともに、新たに心身障害者団体であること等の証明に際しては、申請者である団体に対して心身障害者用低料第三種郵便制度の承認条件の適正遵守についての周知をお願いする。